プロジェクト項目　マイナス金利に関連する会計上の論点への対応
本日の審議事項

本資料の目的

1. 平成 28 年 1 月 29 日に、日本銀行は「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。これを受けて、同年 2 月 16 日から、金融機関が保有する日本銀行当座預金のうち一定の部分に 0.1%のマイナス金利が適用されている。これに関連して、当委員会では、以下の議事概要を公表した。

   (1) 退職給付債務の計算における割引率に関する議論（第 331 回企業会計基準委員会（平成 28 年 3 月 9 日開催））

   (2) 金利スワップの特例処理に関する議論（第 332 回企業会計基準委員会（平成 28 年 3 月 23 日開催））

2. その後、平成 28 年 9 月 20 日及び 21 日に開催された日本銀行 政策委員会・金融政策決定会合を受けて、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が導入されている（最近の国債金利の動向は別紙を参照）。

3. 第 349 回企業会計基準委員会（2016 年 11 月 18 日開催）において、マイナス金利に関連する会計上の論点のうち、退職給付債務の計算における割引率について、実務対応報告等の公開草案の公表を経て、平成 29 年 3 月までに最終化することを目標として検討を進めることが了承された。

本日の審議事項

4. 債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務の計算における割引率に関しては、第 1 項(1)に記載のとおり、本年 3 月に一度議論を行っており、また、対象となる会社数が多い 3 月決算会社の期末決算を見据えたスケジュールを勘案すると、本件については公開草案を可能な限り速やかに公表し、平成 29 年 3 月までに最終化することを目標として検討を進める必要があると考えられる。

   これらを踏まえ、本日の委員会では、債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務の計算における割引率に関する取扱いについて、本年 3 月の議論を中心として文案を作成し、これをベースに検討を行う（審議事項(5)-2）。

5. また、上記の検討に伴う派生的な論点についても検討を行う（審議事項(5)-3）。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙　最近の国債金利の動向

国債金利情報

（単位 ： %）

基準日	5年	10年	15年
H28.1.28	0.011	0.229	0.554
H28.1.29	▲ 0.071	0.104	0.436
H28.3.1	▲ 0.224	▲ 0.049	0.183
H28.3.31	▲ 0.190	▲ 0.049	0.176
（省略）			
H28.6.1	▲ 0.240	▲ 0.111	0.058
H28.7.1	▲ 0.361	▲ 0.262	▲ 0.123
H28.7.27	▲ 0.384	▲ 0.297	▲ 0.074
H28.8.1	▲ 0.233	▲ 0.136	0.042
H28.9.1	▲ 0.166	▲ 0.047	0.136
H28.10.3	▲ 0.236	▲ 0.073	0.123
H28.11.1	▲ 0.198	▲ 0.048	0.127
H28.11.2	▲ 0.204	▲ 0.058	0.111
H28.11.4	▲ 0.209	▲ 0.059	0.115
H28.11.7	▲ 0.201	▲ 0.048	0.128
H28.11.8	▲ 0.203	▲ 0.063	0.111
H28.11.9	▲ 0.213	▲ 0.073	0.100
H28.11.10	▲ 0.183	▲ 0.043	0.134
H28.11.11	▲ 0.174	▲ 0.027	0.149
H28.11.14	▲ 0.153	▲ 0.013	0.167
H28.11.15	▲ 0.118	0.007	0.189
H28.11.16	▲ 0.057	0.023	0.205
H28.11.17	▲ 0.101	0.013	0.200
H28.11.18	▲ 0.090	0.044	0.238
H28.11.21	▲ 0.096	0.033	0.233
H28.11.22	▲ 0.091	0.032	0.233
H28.11.24	▲ 0.091	0.037	0.239
H28.11.25	▲ 0.081	0.039	0.234
H28.11.28	▲ 0.096	0.016	0.207
H28.11.29	▲ 0.100	0.016	0.202

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。